

平成 18 年度大気及び水質の測定結果

第 1 大気測定結果

1 目的 大気汚染防止法の規定に基づき、本県域の大気汚染の状況を監視する。

2 実施主体 宮崎県及び宮崎市

3 監視体制

(1) 大気汚染常時監視・移動監視

一般環境大気測定局 14 局、自動車排出ガス測定局 5 局で大気汚染の常時監視（24 時間）を行うとともに、大気汚染移動監視車「さわやか号」による移動監視を行いました。

(2) 有害大気汚染物質モニタリング

有害大気汚染物質について、毎月 1 回のモニタリングを実施しました。

※ 常時監視とは、大気汚染の実態を把握すること。

4 測定内容

(1) 大気汚染常時監視・移動監視

ア 測定項目

二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、一酸化炭素（環境基準の設定された項目）

イ 測定地点

大気汚染常時監視	一般環境 大気測定局	宮崎市(3局)、都城市(1局)、延岡市(4局)、 日南市(2局)、日向市(3局)、高鍋町(1局)、	14局	計19局
	自動車排出 ガス測定局	宮崎市(3局)、都城市(1局)、延岡市(1局)	5局	
大気汚染移動監視	延岡市、門川町、小林市、えびの市、西都市、串間市		6地点	

(2) 有害大気汚染物質モニタリング

ア 測定項目

環境基準が定められているベンゼンやトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 項目とその他の 15 項目の 19 項目

イ 測定地点

宮崎市立図書館、都城自動車排出ガス測定局、延岡保健所、都城高専測定局

5 測定結果

大気汚染常時監視・移動監視については、環境基準が定められている 5 項目のうち、光化学オキシダントについては、測定を行った全ての常時監視測定局（11 局で測定）及び移動監視地点（6 地点で測定）で、また、浮遊粒子状物質については、常時監視測定局 15 局のうち 1 局で 1 日平均値がそれぞれ環境基準を達成していませんでしたが、その他の項目については全て環境基準を達成していました。

また、有害大気汚染物質モニタリングについては、環境基準が定められている 4 項目について全測定地点で環境基準を達成していました。

なお、環境基準の達成状況は次のとおりです。

(1) 大気汚染常時監視・移動監視（括弧内は、宮崎市分の内数）

環 境 基 準 達 成 状 況

		二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	
常時監視	測定局数	17 (4)	19 (6)	11 (2)	15 (6)	5 (3)	
	環境基準達成局数	短期的評価	17 (4)	/	0 (0)	14 (6)	5 (3)
		長期的評価	17 (4)	19 (6)	/	15 (6)	5 (3)
移動監視	測定地点数	6	6	6	6	6	
	環境基準達成地点数	6	/	0	6	6	

(注) 「短期的評価」は、測定を行った日又は時間によって測定結果を評価する方法で、注意報発令の判断材料等に用いられます。

「長期的評価」は、大気汚染に対する施策の効果を的確に判断するために、年間にわたる測定結果を評価する方法をいいます。

(2) 有害大気汚染物質モニタリング（括弧内は、宮崎市分の内数）

環 境 基 準 達 成 状 況

項 目	測定地点数	測 定 地 点	環境基準達成
ベンゼン	4 (1)	宮崎市立図書館、都城自動車排出ガス測定局、延岡保健所、都城高専測定局	4 (1)
トリクロロエチレン	3 (1)	宮崎市立図書館、延岡保健所、 都城高専測定局	3 (1)
テトラクロロエチレン	3 (1)		3 (1)
ジクロロメタン	3 (1)		3 (1)